

株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準

支援機構が食品等流通合理化事業等支援の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1 支援の対象となる食品等流通合理化事業が満たすべき事項

支援機構及び支援機構が行う出資の対象となる食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援機構等」という。）は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業のうち、次に掲げる全ての事項を満たす食品等流通合理化事業を支援するものとする。

- (1) 食品等流通事業者が新たな技術を活用して、情報処理システム及び物流設備を整備し、出荷事業者や販売事業者等の共用に供することにより、食品等の流通の合理化を図るものであること。
- (2) 公的支援の性格を踏まえ、かつ、民間資金のみでは資金の調達が十分に行われない場合であって、支援機構等の支援により、食品等流通分野において一定の事業規模からの拡大が見込まれるものであること。
- (3) 支援機構等が出資した資金について、収益性を確保した上で、支援決定から一定期間内に回収が見込まれるものであること。

2 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準等

支援機構等は、食品等流通合理化事業に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準

当該食品等流通合理化事業について、出資後に事業の収益性の向上が図られるよう継続的な支援を行う観点から、5年から7年程度の期間にわたって出資と経営支援とを一体的に実施すること。

(2) 支援機構等が支援の内容を決定するに当たって構築すべき体制

① 出資及び経営支援の適正な実施

ア 食品等の流通又は金融に関する知識及び経験を有する者を確保するとともに、外部の専門的知見を活用するなど、支援を確実に実施できる体制を整備すること。

イ 事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより、出資全体としての長期収益性の確保に努めること。

② 運用の透明性

食品等流通合理化事業に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努めること等により、運用の透明性を確保すること。

③ 関係施策等との連携

食品等流通合理化事業に対する支援を行うに当たっては、食品等の流通の合理化に関連する他の施策との連携を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫との

連携体制の整備を図り、定期的な情報交換や協調した出融資等の実施に努めるほか、その他の関係する金融機関との連携を図ること。

3 出資手法に関する事項

(1) 直接出資に関する事項

支援機構は、食品等流通合理化事業に対し直接出資を行う場合には、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 民間事業者等からの出資が見込まれるものに対して支援を行うこと。
- ② 支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体並びにその他の官民ファンドが認定事業者に対して有する議決権の合計を当該認定事業者の総議決権の2分の1以下とすること。ただし、2分の1を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 間接出資に関する事項

支援機構が食品等流通合理化事業に対し間接出資を行う場合における食品等流通合理化事業支援団体の選定又は監督については、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）4（1）の規定を準用する。この場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準4（1）①イ（イ）ただし書中「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は対象事業者」とあるのは、「認定事業者」と読み替えるものとする。

4 出資の回収等に関する事項

出資の回収等を行う場合において、支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 認定計画の確実な実施に配慮した議決権の行使

認定事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、認定計画が確実に実施されることを旨とするとともに、事業の確実な実施を通じた投資収益の最大化についても配慮すること。

(2) 投資収益の最大化が確実に見込まれる出資回収

出資の回収に当たっては、経済情勢、認定事業者の事業の状況その他の事情を考慮して、当該出資に係る株式又は持分について、認定事業者その他の第三者に対し、株式公開、第三者への一括売却、自社株買い等の方法の中から、投資収益の最大化が確実に見込まれる方法を選択して譲渡すること。

(注) この支援基準における用語のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）において定義が定められているものについては、その例による。